

広島市立大学情報処理センター利用規程

平成24年3月26日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学情報処理センター（以下「センター」という。）の実習室の利用及びセンターが所管する機器（以下「機器」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生（研究生、科目等履修生及びこれに準ずる者を含む。）
- (3) 情報処理センター長（以下「センター長」という。）が許可した者

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 平和記念日 8月6日

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(実習室及び利用時間)

第4条 実習室として利用することができる場所及び時間は、センター長が別に定める。

(利用手続)

第5条 実習室を利用しようとする者及び機器の貸出しを受けようとする者は、所定の手続により、利用者としての登録を受けなければならない。

2 登録を受けた者は、登録内容の変更が生じたとき又は利用を中止するときは、直ちにセンター長に届け出なければならない。

3 休館日又は利用時間外に実習室を利用しようとする者は、事前に所定の手続によりセンター長の許可を受けなければならない。

4 センター長は、本学職員の監督の下で行われる行事等に使用するため、授業等に支障のない範囲において機器の貸出しを行う。

5 前項の貸出しを受けようとする者は、事前に所定の手続によりセンター長の許可を受けなければならない。

(遠隔操作)

第6条 実習室以外の場所から実習室のコンピュータシステムを操作すること（以下「遠隔操作」という。）ができるセンターの機能を利用する者は、遠隔操作が授業又は保守整備作業の支障となるときは、直ちに遠隔操作を終了しなければならない。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 機器に損傷を生じる行為又はそのおそれがある行為
- (2) 授業又は保守整備作業に支障をきたす行為又はそのおそれがある行為
- (3) 機器を使用中に知り得た機密事項を漏洩する行為又はそのおそれがある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に支障をきたす行為又はそのおそれがある行為

(障害発生時の報告)

第8条 利用者は、実習室の機器及び貸出しを受けた機器に何らかの障害が発生したことを知ったときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(センターの責任)

第9条 センターは、利用者による機器の誤操作又は機器の不具合若しくは故障等によって生じた利用者の損害について、一切その責任を負わない。

2 前項の規定は、他者の不正使用によって生じた損害について準用する。

(利用者の責任)

第10条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を与えたときは、登録の取消し又は利用の一時停止の措置を取ることができる。

2 センター長は、利用者が故意若しくは重大な過失により機器を破損したとき、又は第8条に規定する届出を怠ったときは、利用者に機器の修復又は弁償を求めることができる。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。